

議案第27号

磐田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

磐田市自転車等駐車場条例（平成17年磐田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第1条中「駅周辺」を「駅及びバス停周辺」に改める。

第2条第1号中「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第10号」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第3項」に改め、「する原動機付自転車」の次に「（二輪のものに限る。）」を加え、同条第2号中「法第2条第1項第11号の2」を「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2」に改め、同条第4号中「普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）」の次に「で、第1号に規定する原動機付自転車を除いたものをいう。」を加える。

別表に次のように加える。

掛塚バス停自転車駐車場	磐田市白羽8番地2	自転車及び車椅子
新開バス停自転車駐車場	磐田市新開475番地	自転車及び車椅子

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

